

令和元年 第7回

甲斐市農業委員会議事録

令和元年7月26日

1 日 時 令和元年7月26日(金) 午後3時～

2 場 所 甲斐市役所本館3階 大会議室

3 日 程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第14号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件
報告第15号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件
議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請の件
議案第28号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件
議案第29号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件
議案第30号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件
議案第31号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件(農地中間管理事業)
議案第32号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いの件

4 欠席委員 4番 大木 久士 委員、9番 齋藤 一明 委員、13番 小林 一彦 委員、
16番 小宮山 賢太郎 委員

5 議事録署名委員 18番 神澤 安行 委員、1番 花田 弘樹 委員

6 職務のために会議に出席した者の職氏名

農業委員会事務局長 箭本 太
農業委員会事務局庶務係 高須 秀樹
農業委員会事務局庶務係 赤澤 政文
農業委員会事務局庶務係 藤井 想

7 閉 会： 午後3時31分

【事務局長】

それでは只今より第7回の総会を始めさせていただきます。
はじめに、あいさつを交わしたいと思いますので、その場でご起立をお願いします。

相互に礼。

御着席ください。

内藤副会長より開会のことばをお願いします。

【内藤副会長】

(あいさつ)
第7回の総会を開催したいと思います。よろしくをお願いします。

【事務局長】

ありがとうございました。
続きまして、今村会長よりご挨拶をいただきます。

【議長（会長）】

(あいさつ)
それでは引き続き、総会を始めたいと思います。

本日の出席委員は15人です。定足数に達しておりますのでただちに会議を開きます。

(日程第1
議事録署名委員
の指名)

【議長】

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、18番神澤委員と1番花田委員を指名致します。

(日程第2
会期の決定)

【議長】

日程第2、会期の決定を致します。
本総会の会期は、本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】	異議がありませんので、本日1日と決定致します。

(日程第3議事) (報告第14号)	
【議長】	<p>それでは次の議事に入ります。</p> <p>報告第14号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件を上程いたします。</p> <p>事務局に番号11番の説明を求めます。</p>
【事務局】	<p>はい、議長。</p> <p>はじめに地図ですが、ホッチキス留めがありますが、申し訳ございませんが、追加で1枚両面で「利用権、カッコ中間5」、裏には「利用権、カッコ中間6」をお願いします。</p> <p>それでは資料1ページをお願いします。農地法施行令第4条第1項第7号の規定により農地転用届出がありました。甲斐市農業委員会事務専決規定第3条により専決処分をしましたので報告します。</p> <p>番号11番をお願いします。住宅地図は1ページの斜線部分になります。</p> <p>●●番地、地目田、700㎡他2筆合計1,242㎡を、●●番地、●●さんが、長屋住宅2棟にするための届出が出されました。</p> <p>説明は以上です。</p>
【議長】	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この案件は報告事項でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。</p> <p>質問がある方はいらっしゃいますか。</p> <p>(なしの声)</p>
【議長】	質問がないようですので、本件の報告を終了致します。

(報告第15号)	
【議長】	<p>次の議事に移ります。報告第15号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件を上程致します。</p> <p>事務局に番号29番、31番の説明を求めます。</p>
【事務局】	はい、議長。

資料 2 ページをお願いします。農地法施行令第 10 条第 1 項の規定により農地転用届出がありました。

甲斐市農業委員会事務専決規定第 3 条により専決処分をいたしましたので報告します。

はじめに番号 29 番、住宅地図は 2 ページの斜線部分になります。

●●番地、地目畑、面積 1,429 m²を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により、宅地分譲 7 区画にするための届出が出ています。

続きまして、番号 31 番、住宅地図は 3 ページの斜線部分になります。

●●番地、地目畑、面積 740 m²を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により、宅地分譲 5 区画にするための届出が出ています。隣接する宅地 2 筆 842 m²と併せた開発です。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件につきましても報告事項でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようですので、本案件の報告を終了致します。

(議案第 27 号)

【議長】

次の議案に移ります。議案第 27 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の件を上程致します。事務局に 9 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料 3 ページをお願いします。番号 9 番、住宅地図は 4 ページの斜線部分になります。

●●番地、地目畑、面積 309 m²を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに有償移転で経営地拡大のための許可申請が出ています。譲受人の経営面積は 38 a、下限面積の 30 a を満たしております。所有している農機具は、トラクター、田植機、コンバイン各 1 台で、申請地でキュウリの作付けを予定しています。通作距離は徒歩 1 分です。写真は南西側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明が終わりました。次の現地調査の報告につきまして、17番坂本委員にお願いします。

【坂本委員】 はい、17番坂本です。
18日に、会長、副会長、事務局、担当委員の現地調査を行いました。この（土地を）買った人がこの人の土地を通らないと死に地になる様な状態ですので、買ってもらってこの土地は生きると思います。協議をよろしくお願いします。

【議長】 次に内藤推進委員に意見を求めます。

【内藤推進委員】 はい、内藤です。
今、坂本農業委員さんが言いましたように、何の問題はないと思います。よろしくお願いします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようです。番号9番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

(議案第28号)

【議長】 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件を上程致します。事務局に番号3番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。
資料4ページをお願いします。番号3番、住宅地図は5ページ斜線の部分になります。

●●番地、地目畑、面積89㎡を、●●番地、●●さんが、隣接する山林への進入路にするため申請が出ています。

申請地は集落接続があり、住宅等が連たん区域内で、第3種農地と判断することができます。一般基準につきましては、申請書に添付された事業計画書、預金通帳の写しなどから問題はないと考えられます。また隣接農地はありません。

補足説明です。自身が所有する山林の維持管理を行うための進入路として整備の計画です。碎石敷きで雨水は自然浸透の予定です。

写真は北側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】 はい、説明が終わりました。次の現地調査の報告につきまして、1番花田委員にお願いします。

【花田委員】 はい。去る18日に会長、推進委員さん、事務局で現地調査を行いました。3年ほど前までは山林になっていまして、周りの住宅が後にできたのですが、枝が落ちる、葉が落ちるといふ苦情のもとで伐採をしました。進入路がないために奥の方へ除草で機械が入れないということで、進入路を付けたいということです。何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

【議長】 次に興石推進委員に意見を求めます。

【興石推進委員】 推進委員の興石です。
花田委員の言うとおりのとおり。何も問題はないと思います。よろしくお願ひします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようでございます。番号3番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続いて事務局に番号4番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

番号4番をお願いします。住宅地図6ページの斜線部分になります。

●●番地、地目田、面積499㎡を、●●番地、●●さんが、自己用住宅を建てるための申請が出ています。

申請地は集落接続があり、住宅等が連たん区域内で、第3種農地と判断することができます。一般基準につきましては、申請書に添付された事業計画書、預金通帳の写し、土地改良区の意見書、隣接耕作者の同意書などから問題はないと考えられます。

補足説明です。建築面積は82㎡、給排水は東側の上下水道本管に接続予定です。

写真は東側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】

はい、事務局の説明が終わりました。次の現地調査の報告につきまして、8番雨宮委員をお願いします。

【雨宮委員】

はい。

7月18日に会長をはじめ、事務局と現地調査を行いました。●●さんは（住所が）●●になっていますが、そもそも●●、地元で生まれた方でこちらへ帰ってくるということでございまして、場所につきましても事務局で説明したとおり、問題はないと考えますので、ご審議の方よろしくをお願いします。

【議長】

推進委員の意見を求めるところですが、荒川推進委員は少し遅れております。私も立ち会いまして、特に問題はないと考えております。

これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

（なしの声）

【議長】

質問がないようでございます。番号4番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

【議長】

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

(議案第 29 号)

【議長】

次に移ります。議案第 29 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件を上程致します。

事務局に番号 29 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料 5 ページをお願いします。番号 29 番、住宅地図は 7 ページ斜線部分になります。

●●番地、地目畑、面積 165 m²他 1 筆、合計 1,998 m²を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに建売分譲をするための申請が出ています。

申請地は、集落接続があり、住宅等が連たんする区域で、第 3 種農地と判断することができます。一般基準については、申請書に添付された事業計画書、融資証明書、隣接耕作者の同意書、排水承諾書、開発行為許可申請書の写しなどから問題はないと考えられます。

補足説明です。建売分譲 7 区画の計画で、敷地面積は 1 区画 195 m²～251 m²で、給水は北側の上水道本管に接続、排水は合併浄化槽を経由し道路側溝へ排水予定です。

写真は南側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】

説明が終わりました。次に現地調査の報告ですが、私の担当地区になりますので説明を致します。

この譲渡人につきましては、お父さんがモモを作っておりましたが、亡くなられてから放棄されておりました。周りが宅地になっておりまして、この隣接のところにはグループホームもできておりまして、住宅街に変わりつつあるところですので。排水状況等を含めまして、問題はないと判断致しております。

次に石川推進委員に意見を求めます。

【石川推進委員】

推進委員の石川でございます。

今、今村会長の報告のとおり何も問題はないと考えております。慎重なご審議をよろしく申し上げます。

【議長】

これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 ないようですので、番号 29 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

(議案第 30 号)

【議長】 それでは次の議案に移ります。議案第 30 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件を上程致します。事務局に利用権設定の番号 39 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料の 6 ページをお願いします。番号 39 番、住宅地図は 8 ページの斜線部分になります。

●●番地、地目田、面積 928 m²他 3 筆、合計 2,085 m²を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに畑を 4 年 5 か月間、新規に貸し付ける計画が出されました。

小作料は生産した野菜で、水稻及び野菜の作付けを予定しています。所有している農機具は、管理機、動力噴霧器、各 1 台です。

説明は以上になります。

【議長】

事務局の説明が終わりました。

この案件につきましても、利用権設定でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問はありますか。

(なしの声)

質問がないようですので、番号 39 番を承認することに決定致します。

(議案第 31 号)

【議長】

それでは次の議案に移ります。議案第 31 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件、農地中間管理事業によるもの

を上程致します。事務局に利用権設定の番号 5 番、6 番の説明を求めます。

【議長】

はい、議長。

資料の 7 ページをお願いします。番号 5 番、住宅地図につきましては、先程申し上げましたが、1 枚のものをご覧願います。

●●番地、地目畑、249 m²他 1 筆、合計 754 m²を、●●番地、●●さんが、

下へ行きまして、番号 6 番、●●番地、地目畑、1,040 m²を、●●番地、●●さんが、公益財団法人山梨県農業振興公社に畑を 25 年 2 ヶ月間、新規に貸し付ける計画が出されました。

公社の配分予定者は●●番地、●●さんで、それぞれの所有者ごとに年額 500 円で、アーモンドの栽培を予定しています。●●さんが所有している農機具はトラクター、ハンマーナイフモア、乗用モア、バックホー各 1 台です。

公社と公社配分予定者は農地利用配分計画に基づき令和元年 11 月 1 日から 25 年 2 か月間、貸し付ける計画となっています。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明が終わりました。

この案件につきましても、利用権設定でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

何か質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようですので、番号 5 番、6 番を承認することに決定致します。

(議案第 32 号)

【議長】

それでは次の議案に移ります。議案第 32 号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願いの件を上程致しますが、前回の総会の保留案件になっておりますので、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

はい、議長。

資料 8 ページをお願いします。住宅地図は 9 ページの斜線の部分になります。

議長から話しがありました。先月に保留になった案件であります。番号1番、申請人は●●番地、●●さんです。地図の上の部分が、●●番地、地目畑、他1筆合計1,747㎡です。地図の下部分になりますが、これは3つ目と4つ目の欄になります。●●番地、地目田、面積526㎡他1筆合計1,226㎡、全部で4筆2,973㎡です。相続開始時期は平成30年11月17日になります。

先月の総会後ですが、保留案件として、申請者に連絡をして、来ていただきました。総会において、申請地以外の農地について、一部耕作放棄地になっているところがあるという意見が出たことを本人に伝えました。現段階では今回の申請以外の他の農地については、相続が決定していないとのこと。また申請地は、管理をしているのみではなく、耕作していないと納税猶予の対象になりません。税務署も現地の確認を行うので、耕作していないと判断された場合は追徴課税される旨を伝えました。また申請地以外で荒れている農地については、口頭で適正な管理を指導いたしました。

この件に関し県に相談しました。県の見解としては、申請地以外で所有している農地については、対象としないので、仮に耕作していない農地があったとしても、その理由を以って農業委員会が証明願いを否決することはできないとのことです。申請地以外の農地が荒れている場合は、納税猶予とは別の問題として扱おうとのことでした。

本人に重ねて、証明書発行後に耕作しなければ、追徴課税ということで申請者本人が責めを負うことになることを伝えております。

以上を踏まえた上で、ご審議をお願いします。

【議長】 先程、運営委員会を開催しまして、農業委員会として適格であるという証明にあたり、現状で耕作されているかどうかで判断せざるをえないということです。これは前回の総会時に出された写真です。現状では耕作されているということで、適格者証明は農業委員会として了承していきたいという方向を運営委員会としては出しました。

ここでみなさんから質疑を受けたいと思います。

(なしの声)

【議長】 番号1番を承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を承認することに決定致します。

以上で本日の審議はすべて終了致しました。
内藤副会長から閉会のことばをお願い致します。

【内藤副会長】 (あいさつ)
これをもちまして、第7回の農業委員会総会を閉会と致します。

午後3時31分 閉会

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和元年8月19日

議事録署名委員 18番

議事録署名委員 1番

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

甲斐市農業委員会事務局庶務係 高須 秀樹